

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成21年7月16日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・前期）(20 監査第 36 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について (報告書 3 ページ)</p> <p>(1) 市道改良工事において、落石防護ネット施設は、支柱と防護ネットが一体となり、本来の機能が発揮できる施設であるが、支柱設置までを本工事とし、防護ネット張りを次年度計画としたため、法面からの落石防護機能を果たせない状況であった。さらに、本工事は増工の建設工事変更請負契約（以下「変更契約」という。）を行っているが、防護ネット張りを増工せず、別工事で仮設ネット張りが発注されていた。 安全が確保できる工事計画・設計や経済性を考慮した適正な発注に努められたい。 (鬼無里支所)</p> <p>(2) 水路改修工事において、水路と平行する市道との間に空地が生じ、かつ、段差があり、通行に危険な状態であった。 安全が確保できる工事計画・設計に努められたい。 (河川課)</p>	<p>当該工事については、作業ヤード確保により山側法面部の掘削拡幅を行った後、谷側土留構造物を施工し、山側部は落石防護フェンス基礎擁壁と支柱を施工して、防護ネット張は、経済的な延長間隔になる次年度事業として法面側の通行規制を行い、谷側部の拡幅により通行解除を図ったものである。</p> <p>また、仮設ネット張りは当該工事竣工後に山側法面部より小崩落が発生し、フェンス基礎擁壁背面に堆積したため、法面上部の仮設ネットを契約金額 50 万円以下の小規模工事にて発注したことによる。</p> <p>改良工事において、年度事業計画は現場状況に即した工事が施行できるよう、また、工事区間内の手戻り的な追加工事がないように、事業費・施工区間及び地形・地質状況を十分に考慮した事業執行を行うよう周知徹底することで改善を図った。 (鬼無里支所)</p> <p>本工事は、市道沿いの土水路を幅 1.0m、深さ 0.9m のコンクリート製水路に改修したもので、市道の既存舗装と水路との間の幅 1.5m～0.8m の土上げ部分について敷き砕石としたが、舗装から水路に向かって高低差が 0.4m～0.15m の傾斜がついてしまい、市道の路肩部として捉えた場合、通行上の問題があった。</p> <p>このため、市道側の水路壁の嵩上げを行い高低差を無くし、加えて敷き砕石部分をアスファルト舗装とする工事を行い、12 月末に完成した。</p> <p>さらに今後は、道路施設として水路沿いに転落防止柵を設置し、安全性の向上を図っていく予定である。 (河川課)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・前期）（20 監査第 36 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 3 ページ)</p> <p>(3) 契約金額 50 万円以下の小規模工事（以下「小規模工事」という。）において、本工事实施に伴い、追加工事として発注した事例、同一場所を分割発注した事例等、安易な工事発注が見受けられた。 経済性、透明性を考慮し適正な工事発注に努められたい。 (大岡支所・鬼無里支所)</p> <p>(4) 過年度に実施した委託調査・設計資料に基づき工事発注がされたが、発注後、現場の経年変化が判明したため、変更契約により増工した事例があった。 現場を再確認してから工事発注するよう努められたい。 (戸隠支所)</p> <p>(報告書 4 ページ)</p> <p>(6) 公園の多機能トイレ設置工事において、施設使用にあたり、車椅子等の通行に支障のある事例が見受けられた。 事業の計画にあたっては、周囲の状況等を把握した上で、その機能が十分に果たせるよう心掛けられたい。 (障害福祉課・公園緑地課)</p>	<p>上部工区で過疎対策事業の道路改良工事を実施中であり、排水の先線が閉塞していたため至急改善が必要なことから舗装工事との分割発注となってしまう。5 月以降は路線及び近隣の状況を現地調査と併せて実施しており、計画的に発注するよう改善を図った。 (大岡支所)</p> <p>小規模工事において、本工事発注に際し実施工事内で事業効果を得るよう現場の十分な把握を行って計画・設計を策定し、不足事態は本工事内での対応とし小規模工事などの追加工事が生じないよう指導を行うことで改善を図った。 (鬼無里支所)</p> <p>工事の発注に際しては、必ず現場確認を実施しているが、今回の事例については、確認不足が原因であった。 今後は、現場確認を細部に至るまで行った上で工事発注を行うように指示、徹底を図った。 (戸隠支所)</p> <p>多機能トイレの設置場所については、地元区長・公園愛護会長と協議のうえ、決定している。当現場のトイレへの経路は、地形的には平坦であるが、草が生えるなど車椅子等の通行に支障がある状態であった。そのため、平成 21 年度において、トイレへの経路のコンクリート舗装工事を行う。 今後は、事業の計画にあたっては、事業の目的や周囲の状況を十分に把握して計画します。 また、利用者の利便性向上など事業効果が得られるような設計に配慮することを設計担当課の設計積算統一事項に明記し、設計担当課内で周知徹底した。 (障害福祉課・公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・前期）(20 監査第 36 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 契約について</p> <p>(報告書 4 ページ)</p> <p>(1) 変更契約において、元契約と直接関連のない構造物が増工設置されていた。また、元契約とは別の場所に施設が増工設置されていた。このような場合、別途工事発注とし、安易な増工・変更契約で事業実施することは避け、競争原理を働かせるよう、適正な工事発注に努められたい。</p> <p>(環境管理課・公園緑地課)</p> <p>(2) 小規模工事において、工事内容の工種登録のない事業者との随意契約や、明確な理由のない一者特命の随意契約がされている事例が見受けられた。</p> <p>事業者選定に当たっては、その工事内容を確認するとともに、事業者選定委員会の実効性を高め適切な事務の執行に当たられたい。</p> <p>(衛生センター)</p>	<p>大岡地区の有収率の向上及び取水量適正把握のため、平成 19 年度予算において流量計 5 基を設置予定していたが、その内予定箇所 1 基は宮平樺内水源と四ヶ村五ヶ村水源を結ぶ連絡管に設置を予定していたものである。</p> <p>四ヶ村五ヶ村水源には、地元の水利権があり地元調整を要することから、当該 1 基を保留して当初 4 基で発注し調整が済んだ後、増工対応したものである。</p> <p>これについては、同簡易水道地区、同目的の一連事業と見なし増工対応としてしましたが、指摘事項を理解し、安易な増工・変更契約で事業実施することは避け、適正な工事発注に努めるよう課内に周知した。</p> <p>(環境管理課)</p> <p>「公園工事には多くの工種が存在するが、今後は当初設計の内容に無い工種の増工は行わず、必要がある場合は、別工事としてあらためて発注することとしたい。</p> <p>なお、「工事の変更を行なう場合、新たな工種や関連性のないエリアでの増工は行わないようにする」ということを、当課の設計積算統一事項に明記し、課内で周知徹底した。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>破損改修工事については、本施設施工業者に修繕を依頼し施工をした。登録業者の確認を行ったものの、業種についての確認を怠ったことが原因であったため、業者選定に当たっては、工事内容を確認し適合した業者・業種選定をすることで、周知改善を図った。</p> <p>(衛生センター)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・前期）(20 監査第 36 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 工事写真及び提出書類について (報告書 4、5 ページ)</p> <p>(1) 小規模工事において、産業廃棄物の処理に関して確認できる書類又は写真の不足が見受けられた。このことは平成 14 年度の監査より、再三にわたり指摘しているところであるが、未だに改善されていない。 長野市建設技術委員会通知、平成 14 年 12 月 25 日付け「最終処分費を計上した少量産業廃棄物の取扱いについて」及び関係法令に則り適正な事務執行に努められたい。 (大岡支所・戸隠支所・公園緑地課)</p> <p>(報告書 5 ページ)</p> <p>(2) 小規模工事において、該当写真の中に契約工期とかけ離れたと思われる時期の写真が添付されているものが散見された。 竣工書類等は十分精査し適切な事務執行に努められたい。 (豊野支所・大岡支所・建築課・生涯学習課)</p>	<p>工事写真及び提出書類については、指導の徹底不足が原因であったため、小規模工事発注の都度工事写真の提出を求めるよう、指導の徹底をして改善を図った。 (大岡支所)</p> <p>左記の指摘を受けた工事については、当該工事にて排出された産業廃棄物を、同じ請負業者が近隣地域において施工していた、戸隠支所発注の別途工事にて排出された産業廃棄物と合わせて処分していたため、その書類及び写真が不足していたものである。 工事毎に産業廃棄物の処理が適正に行われている事が確認出来る書類又は写真添付について再度指示、徹底を図った。 (戸隠支所)</p> <p>課内の職員へ再三の徹底を行った。 当課の設計積算統一事項や公園緑地工事特記仕様書（雛形）へ産業廃棄物の処理に関して明記をして、発注者及び受注者に徹底を図った。 (公園緑地課)</p> <p>今後は、適正な工期設定をするとともに、竣工書類等について十分精査し適切な事務執行に努めるよう周知徹底し改善を図った。 (豊野支所)</p> <p>工事写真で産業廃棄物の処分場写真が添付されているが、一時仮置き後に処分場へ搬送した工事発注時期とかけ離れた時期の写真があったため、仮置き時の写真を添付するよう指導の徹底をして改善を図った。 (大岡支所)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・前期）（20 監査第 36 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 5 ページ)</p> <p>(3) 建築関連工事において、元契約と違う施工がなされており、施工協議書の添付がなく、出来高の可否について確認ができない事例が見受けられた。</p> <p>現場の管理、竣工の確認、検査など一連の指導・管理の徹底を図られたい。</p> <p>(情報政策課・戸隠支所・障害福祉課・建築課・公園緑地課・検査課・生涯学習課・体育課)</p>	<p>軽微な変更と判断し、打合せ議事録で済ましたことが原因である。今後、施工内容が設計と異なる場合は、担当者の判断だけで済ませることなく、施工協議書を作成するとともに「長野市工事監督要綱」及び「長野市建設工事検査実施要綱」に基づき、工事監理、竣工検査の実施を徹底する。</p> <p>(情報政策課・建築課)</p> <p>施工時の監督員と請負者の協議方法に不備があったことが原因であり、今後協議方法について徹底を図ることとした。</p> <p>また、出来高の可否が確認できなかったことは、設計変更時に、設計内容の一部が変更されてなかったことが原因であったため、設計変更時等での設計内容のチェック体制を強化し、適切な設計の実施に努めることで改善を図った。</p> <p>(戸隠支所、建築課)</p> <p>当初設計と竣工時の内容に差異が生じる場合は、変更契約を行わない場合であっても、協議の経過を明らかにし、施工協議書を取り交わし、最終の出来型の可否が判断できるようにすることを工事担当課に依頼する。</p> <p>(障害福祉課)</p> <p>当初設計と竣工時の内容に差異が生じる場合は、変更契約を行わない場合であっても、協議の経過を明らかにし、施工協議書を取り交わし、最終の出来型の可否が判断できるようにする。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>建築関連工事において、竣工検査時に施工協議書の添付及び内容の精査を再確認するよう、兼務検査員を含め、12 月 3 日に研修を行い、指導徹底を図った。</p> <p>なお、工事の竣工検査については、常に厳正な検査を行っているところであるが、今後も更に厳格適正な検査を実施することとする。</p> <p>(検査課)</p>